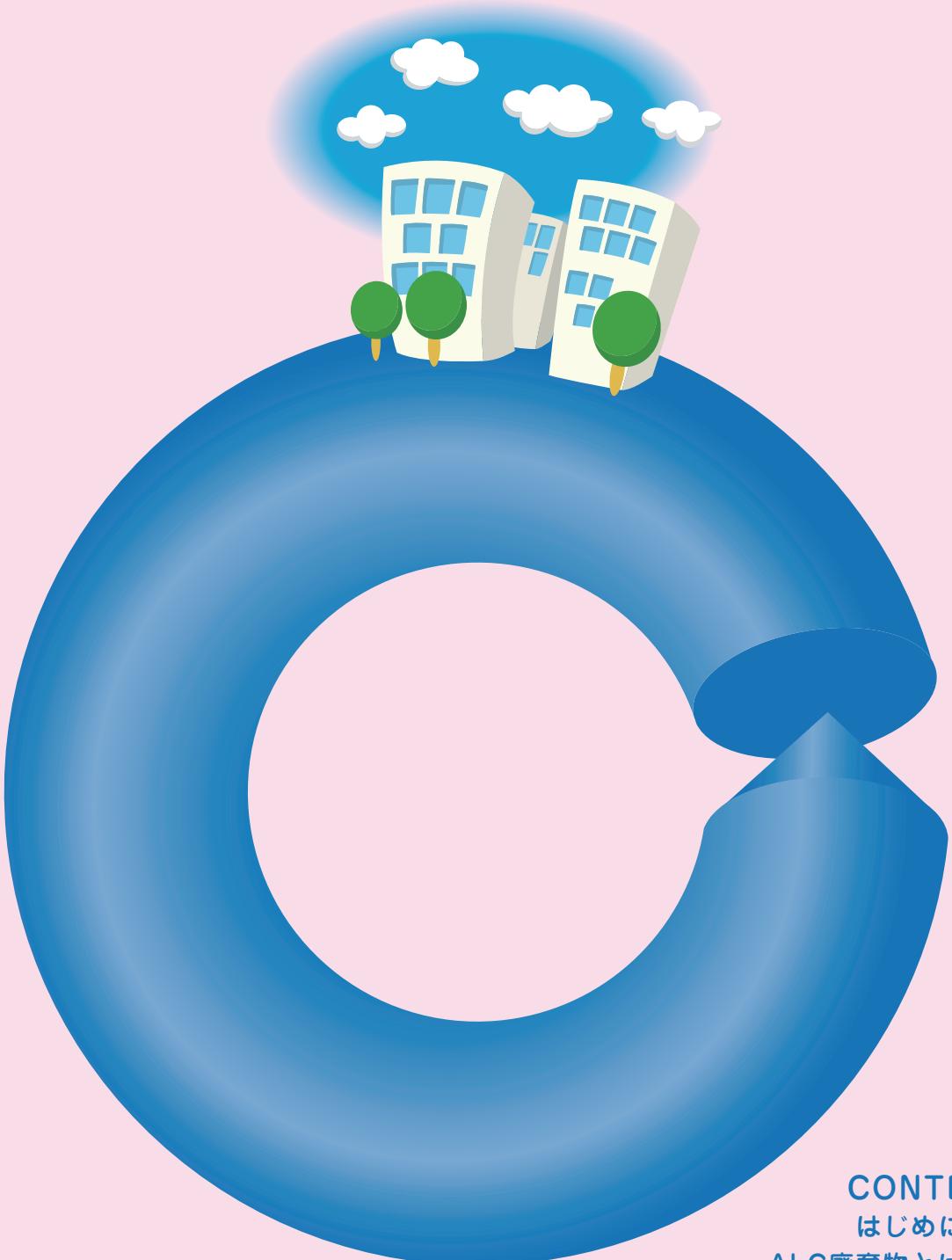


ALC廃棄物の適正な処理のために



CONTENTS

- はじめに……1
- ALC廃棄物とは……2
- ALC廃棄物処理の流れ…3・4
- 元請建設会社の役割……5
- ALC代理店の役割……6
- ALC廃棄物の処理を委託するときは…7・8
- ALCリサイクルの現状…9・10

はじめに

世界的な地球環境問題に対する関心の高まりの中で、ALCの持続的な発展を考えた場合、新築・改築・解体現場でのALC廃棄物の適正処理は重要な課題といえます。

適正処理とは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に則った処理を行うことであり、単に衛生面に配慮すればよいというのではなく、自然の受容能力に見合うように処理することが求められます。

ALC協会が「ALC廃棄物の適正な処理のために」改訂版を発行してから5年が経過しました。その間、「廃掃法」は幾度かの改正を行い、改善・強化が図られています。ALCパネルに関する規則の骨子は変わりませんが、この冊子(改訂2版)では細則や関連データなどを最新の内容に改めました。

引き続き、皆様のご協力をお願いいたします。

ALC廃棄物とは

ALC廃棄物とは、生産工場や建築現場でのALC端材、切削くずおよび廃ALCパネルなどを指し、下の表に示す安定型産業廃棄物に分類されています。建築現場から排出されるALCは「がれき類」に、一方、生産段階で排出されるALCは「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず」にそれぞれ該当し、どちらもアスベスト・VOC等の有害物質を含んでおりません。

ALC新築端材は塗装やシーリング材の付着がないため、ALCメーカー各社は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物の広域的処理に係る特例(広域認定制度)」の認定を受け、再生原料としてリサイクルを行っています。一方、ALC解体廃材の多くは廃棄処分されているのが実情です。

産業廃棄物は最終処分の方式によって分類されていますが、そのうち性質が安定していて、生活環境上の支障をおよぼすおそれが少ないと考えられるものが「安定型産業廃棄物」であり、ALC廃棄物はこれに該当します。

2

●安定型産業廃棄物

種類	具体的な例	備考
廃プラスチック類	発泡スチロールくず、合成繊維くずなど、固形状液状を問わず、すべての合成高分子系化合物(合成ゴムを含む)	
ゴムくず	天然ゴムくず(注:合成ゴムは廃プラスチック類)	
金属くず	鉄くず、アルミニくずなど、不要となった金属 金属の研磨くず、切削くずなど	
ガラス・コンクリート・ 陶磁器くず	板ガラス、耐火レンガくず、タイル、石膏ボードなど コンクリート製品製造工程からのコンクリートくず	生産段階で 排出される ALC
がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリート の破片、レンガの破片など	建築現場で 排出される ALC
環境大臣が指定したもの		

2 ALC廃棄物処理の流れ

建築現場での ALC端材処理に おける役割

元請建設会社



〈具体的方策〉
分別回収の取り組み、工夫等
(分別回収の指導や回収施設の設置など)

●ALC廃棄物処理のフロー

3

ALCメーカー

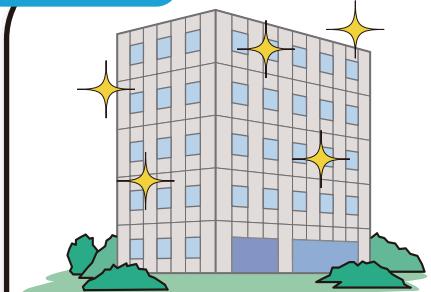


生産時に発生するALC端材は、
再生原料として使用されています。

製品



新築現場



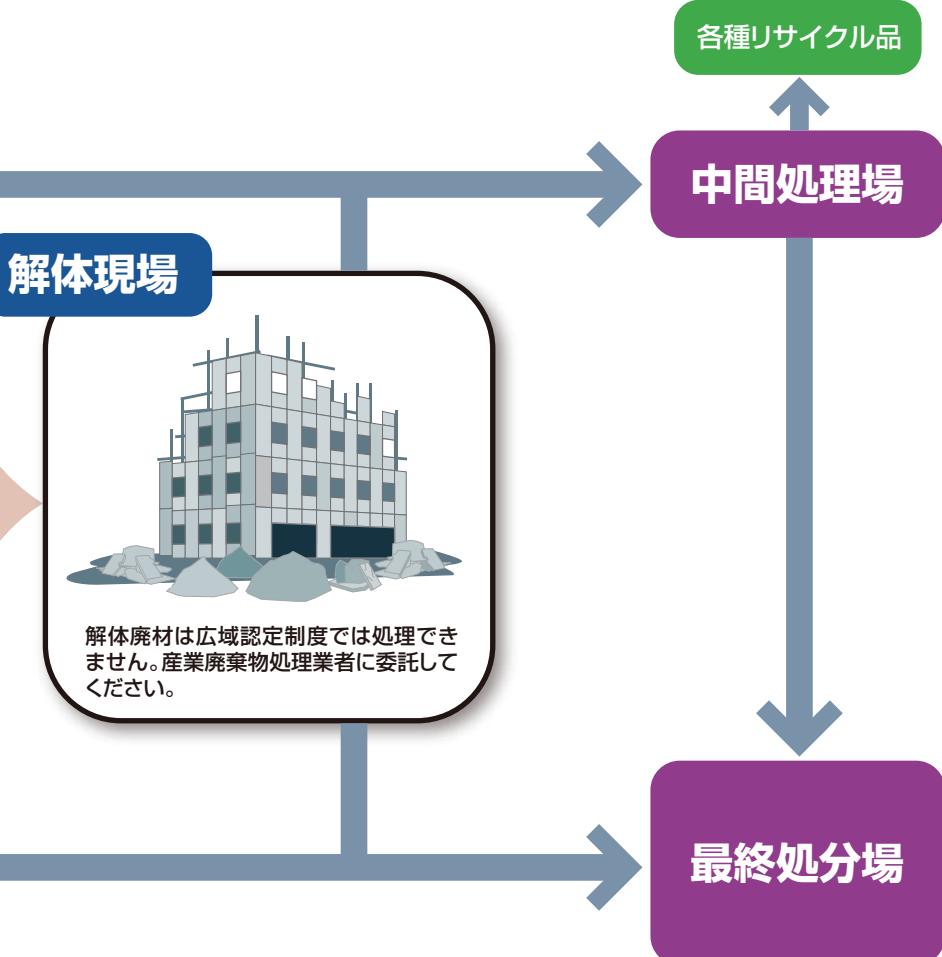
新築現場では4%程度のALC端材が
発生しています。

↑
再生原料

端材

広域認定制度に基づく
リサイクル

新築現場からALC端材を回収し原料の一部
にリサイクルします。



3 元請建設会社の役割



元請建設会社は建設工事における廃棄物処理において排出事業者に該当します。排出事業者とは事業活動に伴って産業廃棄物を排出する事業者を意味し、いずれも「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)」に則り、産業廃棄物の収集運搬、処分(ALCメーカーによるリサイクルを含む)について、最後まで責任をもって対処しなければなりません。この法律の主要な要点は次のとおりです。

●排出事業者の責任

- イ) 排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適切に処理しなければなりません。(法第3条第1項)
ただし、自ら処理することができない場合は、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して処理する方法があります。(法第12条第5項)
- ロ) 排出事業者は、再生利用による廃棄物の減量化などにつとめなければなりません。(法第3条第2項)

- ハ) 排出事業者は、廃棄物の減量や適正処理のために講じられる国や地方公共団体の施策に協力しなければなりません。(法第3条第3項)
- 二) 排出事業者の責務は、廃棄物が最終処分されるまで続きます。(法第12条第7項)
- ホ) 不法投棄の責任が排出事業者にまで及ぶ場合があります。(法第19条の5、第19条の6)

5

●排出事業者への主な罰則

義務違反など	内 容	罰則
委託基準違反	廃棄物の収集や処分を産業廃棄物処理業者でない者に委託すること	5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこの併科
	委託基準に違反して他人に委託すること	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこの併科
マニフェスト交付義務違反(不交付)	廃棄物の収集や処分を委託したのに、マニフェストを交付しないこと	
マニフェスト虚偽記載	運搬や処分を委託した廃棄物について、虚偽の内容をマニフェストに記載すること	6ヶ月以下の懲役、又は50万円以下の罰金
マニフェスト保存義務違反	マニフェストの写しを5年間保存しないこと	
不法投棄を知りつつ委託		
著しく安価で委託	不法投棄を行うこと	5年以下の懲役若しくは1,000万円(法人に対しては3億円)以下の罰金、又はこの併科
その他の責めに帰する事由有り		

注1.全ての項目が都道府県知事の措置命令の対象になります。

2.法人の代表者や従業員などが上記の違反をしたときは、行為者が罰せられるほか、その法人に対しても罰金刑が科せられます。

4 ALC代理店の役割



ALC代理店は建築設計図面をもとに、端材が極力発生しないようにALC施工図面を作成し、ALCメーカーに発注します。しかしながら、オーダーにより製造・搬入されたパネルであっても、施工の段階で端材をゼロにすることはできません。加工せざるを得ない部分で発生した端材は、元請建設会社の指示にもとづいて他の廃棄物と分別します。また、搬入時の梱包材や現場で発生したゴミ類も確実に分別します。なお、発生したALC端材をALC代理店が持ち出すことは出来ません。

下に示した写真は、現場で行われている分別の事例です。全員が実践しやすいシステムをつくり、分別の習慣を身につけることが廃棄物適正処理の基本といえます。



▲ ALC端材回収用のメッシュパレット



▲ 材種ごとの分別回収置場



◀ 分別ルール掲示板



▲ ダンボール集積置場

5

ALC廃棄物の処理を委託するときは

■ALCメーカーに委託するとき(新築現場)



ALCメーカーに委託するときは、広域認定制度(9ページ参照)を利用します。

まず、ALCメーカーと排出事業者との間で基本契約を締結する必要があります。この基本契約にもとづき、それぞれの現場ごとに個別契約を締結してはじめてALCメーカーが広域的にALC端材を回収し、原料として再生利用を行うことが可能となります。詳細はALCメーカーにお問合せください。

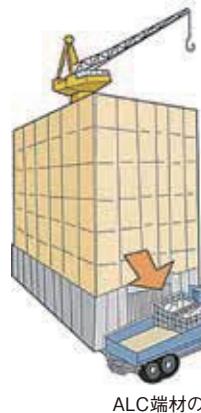
契約フロー図



輸送・回収フロー図



ALC工事現場



ALC工場



製品搬入車を利用して端材の回収を行います。

■産業廃棄物処理業者に委託するとき(新築または解体現場)

ALC廃棄物を業者に委託して処理する場合には、以下の条件を満たさなければなりません。

- ・委託先は、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者でなければなりません(法第12条第5項)。
- ・委託する際に排出事業者はマニフェスト*を交付し、廃棄物が適正に最終処分されたことを確認しなければなりません(法第12条の3)。

なお、産業廃棄物委託基準の要点は次のとおりです(令第6条の2)。

【産業廃棄物委託基準】

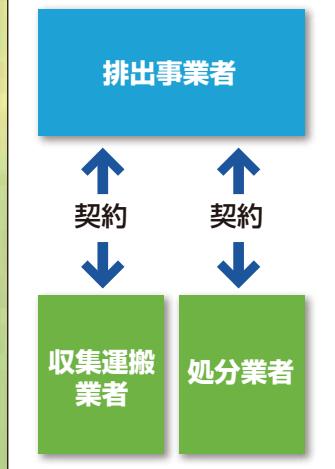
産業廃棄物の処理を委託する場合、排出事業者は産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者の許可証の写しの提出を求め、右記の内容を確認します。

さらに、収集運搬業者と処分業者のそれぞれについて、書面による契約(排出事業者—収集運搬業者、排出事業者—処分業者の2者契約)を取り交わして委託する必要があります。

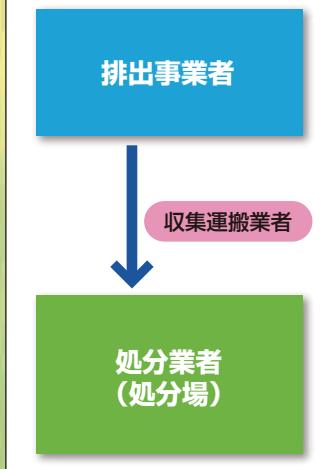
【確認内容】

- イ) 収集運搬・処分の区分
- ロ) 処理施設の能力
- ハ) 他県で廃棄物を処分する場合は、当該県知事の許可
- 二) 産業廃棄物の種類
- ホ) 許可の条件及び期限

契約フロー図



収集運搬フロー図



※マニフェスト

「マニフェスト(産業廃棄物管理票)」とは、排出事業者が処理業者に産業廃棄物の処理を委託する際に、排出事業者名や廃棄物の種類、数量などを記載する複写式伝票を指します。排出事業者がマニフェストを交付し、運搬や処分が終了した時点で各業者から運搬伝票や処分終了票を受け取ることで、処理の流れを明確に把握管理しようというシステムが「マニフェスト制度」です。

6 ALCリサイクルの現状



新築端材はALCパネルの原料へ

ALCメーカー各社は、下記のように環境大臣が認定する「広域認定制度」*を取得しています。これによって、新築・改築現場で発生したALC端材は、元請建設会社とALCメーカーとの契約にもとづいて有料で工場に持ち帰り、ALCパネルの原料として再生利用されます。

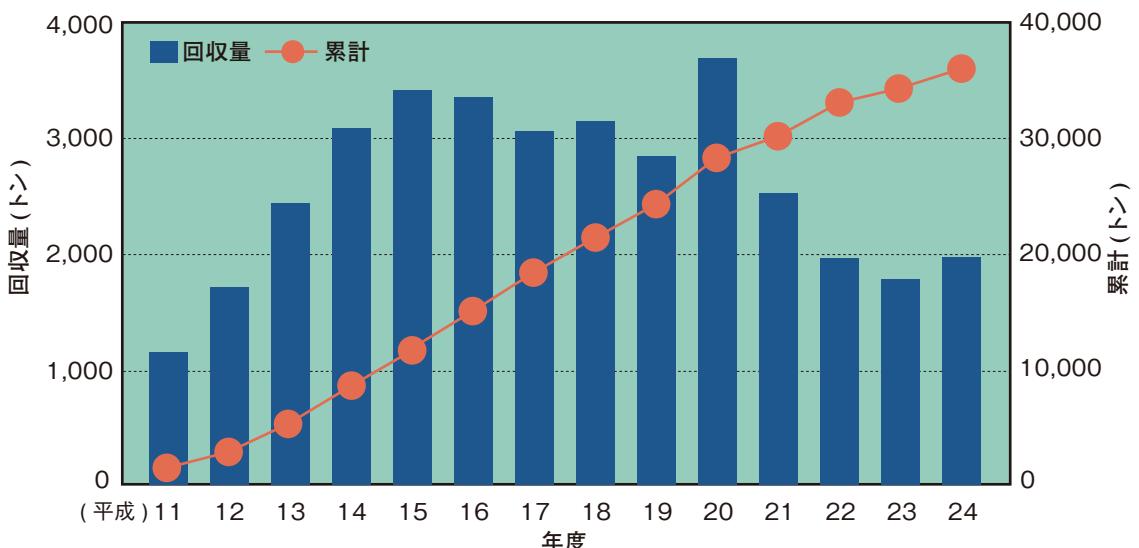
認定取得メーカー	認定番号	認定年月日
旭化成建材(株)	第18号	平成16年 9月17日
住友金属鉱山シボレックス(株)	第37号	平成16年11月26日
クリオൺ(株)	第98号	平成18年10月27日

*広域認定制度

「広域認定制度」とは、平成15年12月の廃掃法改正により、環境大臣が廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資する広域的な処理を行う者を認定し、この者について廃棄物処理業に関する地方公共団体ごとの許可を不要とする特例制度のこと。

ALCメーカーの他には石膏ボード、サイディング、ロックウール、グラスウール、パーティクルボードなどのメーカーが認定を取得しています。

●ALCメーカーのリサイクル実績



循環型社会へ

新築現場での端材発生率は、厚形パネル、薄形パネル平均で4%程度となっています(ALC協会の調査)。また、平成24年度までのALCの総出荷量は約1億333万m³(6,700万トン)であり、多数のALC建築物が市中にストックされています。

今後は都市再開発や用途変更などの理由で建替えのために解体されるものと予想され、リサイクルを含めたALC廃棄物の適正処理はますます重要な課題になってきます。ALC協会、ALCメーカー各社は、皆様のご協力を仰ぎながら、今後とも循環型社会への移行のため努力してまいります。

10

ALC協会ホームページではALC廃棄物の適正な処理に関するQ&Aを設けています。ぜひご覧ください。

ALC協会

検索





〒101-0047 東京都千代田区内神田3-24-4 9 STAGE kanda TEL(03)5256-0432 FAX(03)5256-0431
URL: www.alc.gr.jp

ALC協会は、ALCパネルメーカー3社加盟による団体です。技術開発や広報活動、リサイクル活動など、ALC産業の発展を目的として、1965年に設立されました。

第1版 平成16年3月31日発行
改訂版 平成20年3月15日発行
改訂2版 平成25年2月28日発行